

## 1 2. 認定基準に適合していることの説明

基準	項目	説明
第1号基準 基本方針に適合するものであること	意義及び目標に関する事項	いわゆる「中央通り」の道路拡事業を契機に、ポテンシャルティの高い市民活動の支援とさらなる顕在化、これに伴う「交流」の拡大と地域価値の向上、地域価値の向上に対する民間投資の呼び込みと言った好循環を目指し、結果、中心市街地活性化が市域全体の活力の向上に寄与することを目指す。（1. [5] 大田原市中心市街地活性化基本方針）参照
	認定の手続	当基本計画の内容については、大田原市中心市街地活性化協議会と協議を行っており、平成20年5月26日付けで答申を受けている。（9. [2] 中心市街地活性化協議会に関する事項）参照
	中心市街地の位置及び区域に関する基本的な事項	中心市街地の位置及び区域は、中心市街地の各要件を満たしている。（2. [3] 中心市街地要件に適合していることの説明）参照
	4から8までの事業及び措置の総合的かつ一体的推進に関する基本的な事項	市町村の推進体制、中心市街地活性化協議会との関係、客観的現状分析等及び様々な主体の巻き込み及び各種事業等との連携・調整について、十分取り組んでいる（9.4から8までに掲げる事業及び措置の総合的かつ一体的推進に関する事項）参照
	中心市街地における都市機能の集積の促進を図るための措置に関する基本的な事項	本市の各種計画において、中心市街地における都市機能の集積等に取り組むことが明確となっている（10. 中心市街地における都市機能の集積の促進を図るための措置に関する事項）参照
	その他中心市街地の活性化に関する重要な事項	個別事業に関しては、実践的・試行的活動に取り組んでおり、また、都市計画法やその他法令に基づく種々の計画と整合を図った計画となっている（11. その他中心市街地の活性化のために必要な事項）参照

基準	項目	説明
第2号基準 基本計画の実施が中心市街地の活性化の実現に相当程度寄与するものであると認められること	目標を達成するために必要な4から8までの事業等が記載されていること	目標に掲げる公共交通の利便性の向上、賑わい拠点の創出、まちなか居住の推進の達成に必要な事業を、4から8において記載している。
	基本計画の実施が設定目標の達成に相当程度寄与するものであることが合理的に説明されていること	記載している各事業の実施が、数値目標の達成に寄与することを合理的に説明している。 (3. 中心市街地の活性化の目標) 参照
第3号基準 基本計画が円滑かつ確実に実施されると見込まれるものであること	事業の主体が特定されているか、又は、特定される見込みが高いこと	おおむねの事業において、事業主体は特定されており基本計画に記載済みである。 なお、事業主体が特定されていない事業については、関係者による協議により決定されることから、事業主体が特定される見込みは高い。
	事業の実施スケジュールが明確であること	全ての事業について、平成25年度までの計画期間内において完了もしくは、着手できる見込みである。